

消費者契約法 4 1 条 1 項に基づく事前請求書

2 0 1 9 年 1 1 月 1 9 日

〒 2 7 9 - 8 6 8 6

千葉県浦安市高洲 2 - 4 - 1 0 インシップビル 4 階
株式会社 インシップ

代表取締役社長 小野伸二郎 殿

〒 7 0 0 - 0 0 2 6

岡山市北区奉還町 1 - 7 - 7 オルガ 5 階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 0 8 6 - 2 3 0 - 1 3 1 6

FAX : 0 8 6 - 2 3 0 - 6 8 8 0

H P : <http://okayama-con.net/>

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、

不当な勧誘行為・不当条項の使用の中止の申入れや、
団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、
岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によ
って、2007年6月6日に設立されたNPO法人で
す。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消
費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定
されました（組織概要については当団体のウェブサイ
トをご参照ください）。

さて、当法人において、貴社が毎日新聞等で行って
いる、貴社製品の「ノコギリヤシエキス」（以下「本件
商品」といいます。）の広告（以下「本件広告」とい
います。）の内容を検討したところ、本件広告が不当景品
類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいま
す。）に違反すると判断したため、当法人は貴社に対し、
令和元年7月12日及び同年7月26日、本件広告が
景品表示法に違反するため改善を申し入れる申入書
を送付しておりました。

しかし、貴社は、同申入書の受取りをいずれも拒絶
されました。そのため、当法人は、貴社に対し、裁判
上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達し

ました。

従って、当法人は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご注意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所)

岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

貴社は、日刊新聞紙の広告において、本件商品が頻尿を改善する効用を持つ旨の内容を表示しないようにしてください。

第2 紛争の要点

1 本件商品の広告内容は景品表示法5条1号に違反

します

(1) 本件商品の広告内容

貴社は、本件商品の広告において、次のような表示を行っています。

ア 広告の上部に「夜中に何度も…」「最近時間が…」「外出が不安」との記載があり、その一段下に白抜きの大きな文字で「中高年男性のスッキリしない悩みに！」と大きく記載されています。

イ その下にイラストが2種類記載されています。

1つは、寝間着を着た男性が、困ったような表情を浮かべ、下半身を震わせながら扉のノブに手をかけているイラストで、「何度も…ソワソワ…」との文字が記載されています。

もう1つは、電車に乗った男性が、困ったような表情を浮かべ、下半身を震わせて我慢している様子でつり革に掴まっているイラストで、「早く降りたくて…ソワソワ…」との文字が記載されています。

ウ また、体験談として、「飲んでみたら、早め

にスッキリした」,「寒い時期も乗り切れそうです」と記載されています。

(2) 本件商品の広告を閲読した一般消費者は頻尿が改善すると認識すること

上記のような貴社の広告は,次のとおり,広告を閲読した消費者に,本件商品を服用すれば,頻尿が改善するとの効果が得られると認識する可能性が極めて高いと考えられます。

すなわち,一般の消費者は,上記(1)アのように「夜中に何度も起き,外出が不安になるような,中高年男性のスッキリしない悩み」との文言を読み,かつ,上記(1)イのように「男性が夜中に起きて困っていたり,電車の中で早く降りたくて困っている」イラストを見た際には,広告に記載している「悩み」とは「頻尿」のことを指していると容易に認識することができます。

そして,本件商品は,健康食品として,この頻尿の悩みに困っている人向けに販売されていること,上記(1)ウのように,効果があったかのような体験談が掲載されていることから,貴社の広告は,本

件商品を服用すれば，頻尿の悩みが改善する印象を与えるものであることは明らかです。

(3) ノコギリヤシエキスに効果があることを示す根拠が脆弱である

本件商品は，主にノコギリヤシエキスを含む商品です。

しかし，国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究を行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所のホームページに記載された「『健康食品』の素材情報データベース」によりますと，ノコギリヤシエキスの有効性につき，「前立腺肥大症に対する作用など，一部にヒトでの有効性が示唆されていたが，現時点では効果がないことが示唆されている」とされております。

また，「良性前立腺肥大症の男性357名…を対象とした二重盲検無作為化プラセボ比較試験において，ノコギリヤシ抽出物320mg／日，およびその2倍量，3倍量を各24週間ずつ（全72週間）摂取させたところ，症状の重症度表評価（AUASI，BPH

Impact Index, QOL, 夜間頻尿, 最大尿流量, 排尿後残尿量, 前立腺特異的抗原 (PSA) レベル, 生殖機能, 尿失禁, 睡眠の質など) に影響は認められず… , ベースラインの PSA レベル別の解析においても, PSA レベルの変化に影響は認められなかった」と記載されています。

すなわち, ノコギリヤシエキスに, 頻尿を改善する効果があることを示す根拠は脆弱です。

(4) 本件商品は医療品としての承認がなされていない

本件商品は, 医薬品としての承認がされていません。

(5) 景品表示法に違反する

以上の点を前提とすると, 本件商品の広告は, 次の2点において, 景品表示法5条1号に違反するものと考えます。

ア 頻尿改善の効果があることの根拠が脆弱であるにもかかわらず, 本件商品の服用によって頻尿改善するとの誤認を生じさせる

上記のとおり, ノコギリヤシエキスに頻尿改善

の効果があることを示す根拠が脆弱です。それにもかかわらず，上記（２）で述べたとおり，本件商品の広告は，これを閲読した消費者に対し，本件商品を服用することによって頻尿が改善すると誤認を生じさせる可能性が高いものです。

したがって，本件商品の広告は，商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であるとする表示であり，景品表示法５条１号に違反すると言わざるを得ません。

イ 医薬品として承認されていないにもかかわらず，本件商品に医薬品的な効能効果が表示されている

裁判例によると，医薬品として承認がされていない商品について，医薬品的な効能効果が表示されている場合，当該表示は優良誤認表示にあたりとされています（京都地裁平成２７年１月２１日判決）。

その根拠は，当該表示は，一般消費者に対し，当該商品があたかも，国により厳格に審査され承認を受けて製造販売されている医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるためです。

本件商品の広告は，上記のとおり，頻尿が改善するかのような表示がなされていますが，医薬品としての承認を受けているものではありません。

したがって，この点においても，本件商品の広告は，商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示であり，景品表示法5条1号に違反すると言わざるを得ません。

2 結論

以上のとおり，本件商品の広告は景品表示法5条1号に違反するものであり，請求の要旨記載のとおりに対応を求めます。

以上